○経済産業省環境省令第一号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）を実施するため、経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年三月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

環境大臣　小泉進次郎

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）第九十二条第二項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）第百四十条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第九十二条第一項

二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第百三十一条第一項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。